1．⑵③及び④を次のとおり改める。

③　消費税及び地方消費税の転嫁にかかる料金調整措置

イ　対距離制区間の消費税率を乗じた額が10,000円を超える場合は、①イ㈠ハ）の規定にかかわらず、対距離制区間の消費税率を乗じた額を切り捨てにより、100円単位の端数処理を行った額を適用するものとする。

ロ　別表４の㈠に掲げるインターチェンジ相互間、①イ㈠ホ）のＢ若しくはＣに掲げる高速道路、均一制区間、区間料金制区間又は一般有料道路（ただし、②イ、リ、ヌ、カ、ネ及びナを除く。）のうち、平成26年３月31日以前に供用されている区間について、①イ㈠ホ）、①ロ、①ハ又は②に定める方法により算出した額と、平成26年３月31日時点の料金の額（以下「従前の額」という。）との差額が20円以上となる場合には、従前の額を1.05で除した額に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額を適用するものとする。

④　料金算定の特例

イ　複数経路の場合

㈠　インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、２倍を超える経路（以下「倍超経路」という。）を走行した場合には走行経路に基づき①、②及び③に定める方法により算出した額とし、２倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額（⑶⑥、⑨又は⑪に定める割引が適用される場合は、当該割引適用後の料金の額）のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比は、別表３及び別表５に定めるキロ程により算出するものとする。

㈡　甲インターチェンジと乙インターチェンジの間（東京外環自動車道又は首都高速道路株式会社が管理する道路が介在する場合を含む。また、ここでいう甲インターチェンジ及び乙インターチェンジは東京外環自動車道及び首都高速道路株式会社が管理する道路のインターチェンジを含まない。以下㈡において同じ。）に、次表の㈠に掲げる接続部相互間を経由し東京外環自動車道を連続して通行することが可能な経路（首都高速道路株式会社が管理する道路を通行する場合を除く。以下「東京外環自動車道経路」という。）又は次表の㈡に掲げる接続部相互間を経由し首都高速道路株式会社が管理する道路を連続して通行することが可能な経路（以下「首都高速道路経路」という。）があり、かつ、次表の㈢に定める方法により通行する場合（ＥＴＣ車に限る。ただし、東京外環自動車道の新倉パーキングエリア（以下「新倉ＰＡ」という。）で転回する場合を除く。）における甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額のうち次のイ）からハ）に該当する場合の料金の額は、その定める方法により適用した額とする。ただし、当該経路における甲インターチェンジと㈠若しくは㈡に掲げる接続部の間又は㈠若しくは㈡に掲げる接続部と乙インターチェンジの間における倍超経路を走行をした場合を除く。また、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間における倍超経路を走行した場合は、走行経路に基づき①、②及び③に定める方法により算出した額とする。（各経路毎の距離比は別表３及び別表５に定めるキロ程により算出するものとする。）

なお、イ）からハ）に掲げる、首都圏中央連絡自動車道等経路（東京外環自動車道経路及び首都高速道路経路以外の経路をいう。以下同じ。）の料金の額、東京外環自動車道経路の料金の額、首都高速道路経路の料金の額は、次のとおり算出した料金の額をいう。

首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額：

①、②、③及び④イ㈠に定める方法により算出（⑶③から⑥まで又は⑨から⑪までに定める割引が適用される場合は、当該割引を適用し算出）した、甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額とする。

東京外環自動車道経路の料金の額：

①、②、③及び④イ㈠に定める方法により算出（⑶③から⑥まで又は⑨から⑪までに定める割引が適用される場合は、当該割引を適用し算出）した、当該経路における甲インターチェンジと㈠に掲げる接続部相互間の１回の通行に係る料金の額、①ハに定める料金の額及び㈠に掲げる接続部と乙インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額を合算した額とする。

首都高速道路経路の料金の額：

①、②、③及び④イ㈠に定める方法により算出（⑶③から⑥まで又は⑨から⑪までに定める割引が適用される場合は、当該割引を適用し算出）した、当該経路における甲インターチェンジと㈡に掲げる接続部相互間の１回の通行に係る料金の額並びに①ハに定める料金の額並びに首都高速道路株式会社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第３条に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度（上限料金の引き下げに係る割引に限る。）を適用して算出した額並びに㈡に掲げる接続部と乙インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額を合算した額とする。

㈠
東京外環自動車道と東北自動車道との接続部
東京外環自動車道と関越自動車道との接続部
東京外環自動車道と常磐自動車道との接続部

㈡
東京外環自動車道と埼玉県道高速板橋戸田線との接続部
東京外環自動車道及び東北自動車道と埼玉県道高速葛飾川口線との接続部
東京外環自動車道及び常磐自動車道と埼玉県道高速足立三郷線との接続部
東関東自動車道と千葉県道高速湾岸線との接続部
中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道富士吉田線（以下「中央自動車道富士吉田線」という。）と都道首都高速４号線との接続部
第一東海自動車道と都道首都高速３号線との接続部

㈢
東北自動車道、東京外環自動車道、関越自動車道の順に連続して通行する場合は、東北自動車道と東京外環自動車道を１時間以内に通行し、東京外環自動車道と関越自動車道を２時間以内に通行するものとする。
東北自動車道、東京外環自動車道、常磐自動車道の順に連続して通行する場合は、東北自動車道と東京外環自動車道を１時間以内に通行し、東京外環自動車道と常磐自動車道を２時間以内に通行するものとする。
関越自動車道、東京外環自動車道、東北自動車道の順に連続して通行する場合は、関越自動車道と東京外環自動車道を１時間以内に通行し、東京外環自動車道と東北自動車道を２時間以内に通行するものとする。
関越自動車道、東京外環自動車道、常磐自動車道の順に連続して通行する場合は、関越自動車道と東京外環自動車道を１時間以内に通行し、東京外環自動車道と常磐自動車道を２時間以内に通行するものとする。
常磐自動車道、東京外環自動車道、東北自動車道の順に連続して通行する場合は、常磐自動車道と東京外環自動車道を１時間以内に通行し、東京外環自動車道と東北自動車道を２時間以内に通行するものとする。
常磐自動車道、東京外環自動車道、関越自動車道の順に連続して通行する場合は、常磐自動車道と東京外環自動車道を１時間以内に通行し、東京外環自動車道と関越自動車道を２時間以内に通行するものとする。